

宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇和島市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札（以下「簡易型総合評価競争入札」という。）を試行的に行うため、その事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において「簡易型総合評価落札方式（施工計画型）」とは、前項に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。

3 この要領において「簡易型総合評価落札方式（実績確認型）」とは、前項において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の項目をもって評価する方式をいう。

4 この要領において「簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）」とは、前項において評価する条件のうち、技術者の同種工事の従事経験等技術的要素をもって評価する方式をいう。

5 この要領において、「施工体制確認方式」とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、設計図書等において求める要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。

(対象工事)

第3条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額2億円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(2) その他簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額5千万円以上（建築一式にあっては同6千万円以上、その他（土木一式を除く。）にあっては同4千5百万円以上）の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(2) その他簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

3 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額1千万円以上（建築一式にあっては同1千5百万円以上）の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(2) その他簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

4 前各項に掲げる工事が次に掲げる工事に該当する場合にあつては、前各項の規定にかかわらず、簡易型総合評価落札方式によらないことができる。

(1) 設計金額1億円以上の災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事

- (2) 設計金額1億円未満の災害復旧工事
- (3) 簡易型総合評価落札方式によることが適当でないと認められる工事

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 簡易型総合評価競争入札を実施するに当たり、当該入札の評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、愛媛県建設工事総合評価審査委員、または特定非営利活動法人『愛媛県建設技術支援センター』技術評価委員（以下「委員」という。）2名以上の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準の適否に関すること。

(2) 前号の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに 改めて意見を聴く必要性に関すること。

2 前項第2号に係る意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、落札者の決定の適否に関して、あらかじめ、委員2名以上の意見を聴かなければならない。

3 委員からの意見聴取等に関する事務については、契約担当課において処理する。

(評価区分及び評価項目等)

第5条 簡易型総合評価落札方式における評価区分は次に掲げるとおりとし、評価区分ごとの評価項目等は、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）においては、別表1、別表1-1又は別表1-2を標準として、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）においては、別表2、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4又は別表2-5を標準として、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）においては、別表3、別表3-1又は別表3-2を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

(1) 施工計画について

(2) 企業の施工能力について

(3) 配置予定技術者について

(4) 技術力の継続的な確保について

(5) 地理的要件

(6) 地域貢献度

2 前項に定めるもののほか、施工体制確認方式における評価項目等は、次に掲げる2つの事項を施工体制確認に係る評価項目（以下「施工体制確認項目」という。）とする。

(1) 品質確保の実効性

(2) 施工体制確保の確実性

(総合評価の方法)

第6条 本要領における総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

$$\text{評価値} = \{ \text{基礎点 (80点)} + \text{施工体制確認点} + \text{加算点} \} / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

2 前項の基礎点については、入札参加資格を満たす場合に80点を与える。

3 第1項に規定する施工体制確認点は、施工体制確認項目毎に宇和島市建設工事簡易型総合評価落

(入札を行うに当たり周知する事項等)

第7条 簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、下記の事項をあらかじめ周知しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
- (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) その他必要と認める事項

(総合評価及び施工体制確認に係る資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価及び施工体制確認に係る資料について、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）にあつては、別添様式1から様式8までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあつては、様式8から様式9、様式9-1、様式9-2、様式9-3、様式9-4又は様式9-5（様式9、様式9-1、様式9-2、様式9-3、様式9-4又は様式9-5については、入札参加者が自己採点したもの）までにより、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）にあつては、別添様式8及び様式10、様式10-1又は様式10-2（様式10、様式10-1又は様式10-2については、入札参加者が自己採点したもの）により提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

- 2 前項の規定により提出された資料のうち、様式1、様式2又は様式3の内容を確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することがある。
- 3 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成22年告示第9号）に規定する低入札者（以下「低入札者」という。）となった者は、前項に規定する資料に加え、施工体制確認方式手続要領第3条に定める資料を提出しなければならない。
- 4 総合評価に係る資料を提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 5 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 6 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽又は不誠実であることが明らかとなった場合は、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
- 7 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(評価値の疑義照会)

第9条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）の評価値については、採点后（施工計画型は施工計画得点以外）、速やかに別添評価値算出表により入札情報公開システムに掲載して公表するものとし、入札参加者は、公表された日から起算して2日（宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を含まない。）以内に前条に規定した資料に基づく自らの評価点（施工体制確認及び施工計画の項目を除く。）について、別添様式11により疑義照会ができるものとする。

- 2 前項の疑義照会に対し、回答が必要な場合は、別添様式12により速やかに回答するものとし、評価値を修正した場合は、修正した評価値算出表を再度公表し、前項に規定した疑義照会の期間を設けるものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札候補者として審査を行う順位を決定し、審査の結果、落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

第 11 条 簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合又は、加点評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

- (1) 実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）を実施しなかった場合
- (2) 使用するものとしていた主作業船及び建設機械（掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を除く。）を使用しなかった場合
- (3) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合（発注者がやむを得ないと認める場合を除く。）
- (4) 全ての下請を市内業者とする施工（市内業者が元請として自社施工する場合を含む）を計画していたが実施できなくなった場合（対象外と指定した工種を除く）

(評価結果の公表)

第 12 条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、契約締結後、別添入札結果一覧表及び評価値算出表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表1、別表1-1若しくは別表1-2、別表2、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4若しくは別表2-5又は別表3、別表3-1若しくは別表3-2を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、簡易型総合評価競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第 13 条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、宇和島市入札監視委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、簡易型総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月11日から施行する。